

令和4年9月30日

保護者の皆様

昭和町教育委員会
教育長 太田 充
〔公印省略〕

全数把握の見直しに伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について（お知らせ）

日頃から昭和町の教育への御理解と御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は第7波で感染者が急増し、医療現場や保健所の業務負担が問題となりました。そこで、医療業務の負担を軽減し、患者への治療に集中するため、全数把握の見直しをすることとなりました。この全数把握の見直しは本県でも令和4年9月26日から導入されました。昭和町立小中学校においては、登校可否の判断等、感染症防止の対応を行いながら、安全・安心な教育環境の維持を図りたいと考えております。**各家庭においては、児童生徒が陽性者または、濃厚接触者となった場合は、引き続き学校への連絡を御願いたします。**なお、**児童生徒、同居の方が発熱等の風邪症状がある場合の対応や児童生徒が陽性者・濃厚接触者となった場合の待機期間は次のとおり**です。また、裏面の山梨CDC「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」を参照してください。

1. 発熱等の風邪症状がある場合

（同居の方が発熱等の風邪症状がある時も同様の対応を御願いたします）

① **医療機関を受診し医師の診断を得て、体調改善した後、登校可**となります。

※薬事承認された抗原定性検査キットでセルフチェックをした場合は、陰性が確認されるまで、自宅待機となります。

2. 陽性者の自宅療養期間

① **受診した医療機関の医師より、「陽性証明」が出され、「自宅療養期間」が伝えられます。**

※薬事承認された抗原定性検査キットのセルフチェックにより陽性となった場合の「自宅療養期間」は、裏面の山梨CDC「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」で示すとおりです。

3. 濃厚接触者の特定

① **同一世帯内で陽性者が発生した場合は、同居者は濃厚接触者となります。**

② **濃厚接触者として自宅待機中に、同居者に2人目の陽性者が確認された場合**

- ・ 1人目以降、家庭内でマスク着用や消毒等の感染対策をしていた場合
→ 2人目に対する濃厚接触者は無し
- ・ 1人目以降、家庭内でマスク着用や消毒等の感染対策を中断した場合
→ 2人目に対して、再度、濃厚接触者となる

※1) 複数名の同居者が陽性となった場合、最後に陽性となった同居者の療養期間が終わるまでは、家庭内でマスク着用や消毒等の感染対策をしてください。

※2) 濃厚接触の自宅待機期間は5日間です（6日目から解除）。また、薬事承認された抗原定性検査キットを用いて、2日目と3日目に2回とも陰性確認された場合は、3日目の陰性確認後自宅待機期間は解除となります。



新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

陽性と診断された方と同居している方は、濃厚接触者となりますので、下記の待機期間まで外出を自粛してください。

陽性と診断された方の療養期間・同居している方の待機期間について

陽性で療養する方の発症日と療養解除予定日

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
症状がある方 発症日		発症日を0日目とし、7日間							療養解除	感染予防対策の徹底	
無症状の方 検体採取した日		発症日を0日目とし、7日間							療養解除		
		発症日を0日目とし、5日間				検査キットで陰性	療養解除	感染予防対策の徹底			
あなたの 場合	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

同居している方(家族等)の待機期間

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
最終接触日		最終接触日を0日目とし、5日間					待機解除日
あなたの 場合	/	/	/	/	/	/	待機解除日

◆ 待機期間中の注意

- 待機期間中は不要不急の外出や周囲の方との接触は控えてください。
- 濃厚接触者(同居家族等)としての待機中に発熱等の症状がみられた場合は、医療機関を受診するか、症状等に応じて自己検査を行ってください。医療機関を受診する際は、**山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター(055-223-8896)**、甲府市の方は、**甲府市受診・相談センター(055-237-8952)**へご相談を。

◆ 療養期間中の注意

- 原則、外出は自粛してください。
- 症状が軽快してから24時間が経過した場合、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出は可能です。ただし、自主的な感染予防対策を徹底してください。

◆ 療養解除後の注意

- 療養が解除されても、有症状であった方は**10日間**、無症状であった方は、**7日間**が経過するまでは感染リスクがあります。
 - ⇒ 高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等は避けてください。
 - ⇒ マスクを着用することなど、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

◆ 届出対象外及び濃厚接触者の方には**保健所からの療養(待機)解除の連絡はありません。**